

別府市総合体育館・公園テニスコート指定管理者募集に伴う質問回答表

No.	質問事項	質問の箇所 (ページ数)	項目 番号	質問の項目	質問の内容	回 答
1	募集要項	4ページ	2(9)	ネーミングライツについて	ネーミングライツパートナーが選定された場合、施設運営上の変更（HPやパンフレット等の広報物やサイン表示の改修など）が想定されます。それに伴い発生する改修・差し替え等の費用負担ルール（市負担、パートナー負担、指定管理者負担の区分など）についてご教示ください。	別府市ネーミングライツ事業実施要綱を参照してください。
2	募集要項	7ページ	4(1)イ	キャッシュレスについて	キャッシュレス決済の導入および市が今後導入するシステムへの対応が求められていますが、決済に伴い発生する「決済手数料（加盟店手数料）」や「決済端末の導入・維持・通信費用」は、指定管理者の負担となるのでしょうか。あるいは、市による全額負担、もしくは指定管理料とは別枠での精算対象となりますでしょうか。収支計画の策定に影響するため、具体的な費用負担のルールをご教示ください。また、市において想定されている手数料費用や仕様等があればお示しください。	市が主導して指定管理対象施設に対し、キャッシュレスの導入をお願いする場合は、別府市が手数料を負担する可能性が高いと言えます。それ以外は、利用者の利便性のために、指定管理者が手数料を負担して行うものとお考え下さい。
3	募集要項	9ページ	6(2)	指定管理料について	参考価格として年間40,616,939円（税込）が記載されていますが、この金額は初年度の指定管理料の上限額という認識でよろしいでしょうか。	募集要項9ページに下線を引いて記載していますので、ご確認ください。
4	募集要項	9ページ	6(2)	指定管理料について	前回公募時には失格要件が設定されていなかったと認識しておりますが、今回公募において上限額を非公開とした上で失格要件を設定された趣旨・理由についてご教示いただけますでしょうか。	上限額を公表した場合、価格競争の制限、提案価格の高止まり、見積努力の阻害が懸念されるため、上限額は設定するものの、非公表といたしました。
5	募集要項	14ページ	8オ(㍿) (xi)②	申請書類について	提出書類「(xi)納税証明書②」に記載のある市税について確認です。別府市内に事業所を有しており「別府市納税証明書」を提出する場合、本社（主たる事務所）が所在する市町村の納税証明書は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	16ページ	9(1)	選定方法について	学識経験者4名および市職員1名で構成する選定委員会を設置するとありますが、審査の透明性・公平性を担保する観点から、現時点で開示可能な範囲（各委員の専門分野や職種等）についてご教示いただくことは可能でしょうか。	別府市いきいき健康部指定管理候補者選定委員会設置要綱及び募集要項に記載しているとおりです。

別府市総合体育館・公園テニスコート指定管理者募集に伴う質問回答表

No.	質問事項	質問の箇所 (ページ数)	項目 番号	質問の項目	質問の内容	回 答
7	募集要項	17ページ	9(2)	審査基準 価格評価	ガイドラインを確認したところ、演算式の例として2パターンが挙げられております。本公募においては、どちらの演算式を用いて採点されるかご教示ください。	「別府市指定管理者制度運用ガイドライン 本編」71ページに記載の、演算式2を適用しております。
8	募集要項	17ページ	9(3)エ	ヒアリング等について	ヒアリングへの出席者は「2名以内」とされていますが、提案内容の専門性や役割分担に応じた補足説明を行うため、出席人数の上限を「4名以内」等へご緩和いただくことは可能でしょうか。ご検討いただけますと幸いです。	変更は認められません。
9	募集要項	21ページ	12(4)	リスク分担に関する方針について	近年の最低賃金引き上げや物価高騰等、社会情勢の急激な変化を踏まえ、指定管理期間中における「物価スライド条項」や「人件費スライド条項」等の協議・変更規定を追加するご予定またはお考えはございますでしょうか。	募集要項のリスク分担に対する方針のとおり、現時点では考えていませんが、想定を上回る物価変動等が起こった場合は相互で協議を行います。
10	仕様書	5ページ		宣伝広報について	スポーツ推進課が管理するInstagramへの情報投稿が可能とのことですが、投稿にあたり禁止事項や掲載不可の対象（教室料金の明記、特定人物の顔写真等）がございましたらご教示ください。	あくまでも市として管理するのはアカウントのため、禁止事項等は設けておりません。判断に迷う場合はご相談いただいて構いませんが、迷うような内容は掲載しない方が良いかと思います。原則は指定管理者の判断にて運用をお願いいたします。
11	様式集	9ページ	様式第2号	注意事項	様式第2号の巻末に「提出書類とプレゼンテーションによる審査」と記載がありますが、本公募ではプレゼンテーションは実施せず、ヒアリング（25分間）のみを行う想定でしょうか。仮にプレゼンテーションや補足説明を実施する場合、PCを持ち込んでの資料投影や追加機材の使用は可能でしょうか。	最大10分のプレゼンテーションの後でヒアリングを行います。トータルで25分間とお考え下さい。資料投影は可能です。スクリーンはご用意しますが、インターフェースの不具合を補償できませんので、投影機材は、お手数ですが候補者様でご準備ください。